

社会福祉法人あおい保育園 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人あおい保育園(以下「当法人」という)定款第八条及び第二十一条の規程に基づき理事及び監事(以下「役員」という)及び評議員(以下「役員等」という)及び評議員選任解任委員会委員(以下「委員」という)の報酬等について定めるものである。

(報酬)

第2条 当法人の役員等の報酬は支給しないものとする。

2 委員の報酬は支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等及び委員が理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

居住地	費用弁償の支給額(円)	備考
鯖江市内	なし	
その他	3,000 円	

(2) 監事が監査を実施した場合の費用弁償

居住地	費用弁償の支給額(円)	備考
鯖江市内	なし	
その他	5,000 円	

(3) 評議員選任解任委員会に出席した場合の費用

居住地	費用弁償の支給額(円)	備考
鯖江市内	なし	
その他	3,000 円	

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て改廃することができる。

附則 この規程は平成 29 年 6 月 19 日から施行する。

以上